

アルコール依存症臨床医等研修開催要綱

1. 目的

アルコール依存症等の増加傾向を鑑み、アルコール依存症に関する医療、看護及び保健指導にあたる医師、保健師、作業療法士、看護師、精神保健福祉士等及公認心理師に対して、アルコール依存症等に関する専門的な知識及び技術の研修を行いアルコール関連問題対策の充実に資することを目的とする。

2. 実施主体

厚生労働省及び独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（以下、「久里浜医療センター」という。）

3. 研修計画

研修期間及び研修内容等の研修計画については、毎年度、別に定めるものとする。

4. 研修に関する事務

(1) 研修に関する事務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課及び久里浜医療センター教育情報部において行う。

(2) 研修会に関する事務分担は次のとおりとする。

①厚生労働省

- ・都道府県及び指定都市に実施通知を発出
- ・修了証書の交付（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長名）

②久里浜医療センター

- ・都道府県及び指定都市がとりまとめた申込書を受理
- ・都道府県及び指定都市並びに受講生へ受講決定を通知
- ・受講料の受領及び支払い関係

③厚生労働省及び久里浜医療センター

- ・研修計画の決定（久里浜医療センターが計画案を作成し、厚生労働省が確認を行う。）
- ・受講者の決定
- ・研修の実施

5. その他

この要綱に定めるものの他、研修の実施に必要な事項については、実施主体の両者において、協議の上、決定するものとする。